

第16回 制度設計専門会合事務局提出資料

~ガスの小売全面自由化に向けた準備状況~

平成29年3月31日(金)



システム改革の目的



需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家のニーズに<mark>多様な選択肢</mark>で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術等の活用を通じてイノベーションを誘発。



料金を最大限抑制する

エネルギー事業者間の<mark>競争や、他業種・他地域からの参入を促し、</mark>料金を最大限抑制。

安定供給を確保する



震災時の経験を踏まえ、地域をつなぐ送電網の増強、需給調整能力の向上等を通じて、地域を越えた電気のやりとりを促進。また、ガスについても、都市ガス導管網の整備・相互接続を促進。

エネルギー産業の**産業競争力を強化**し、 国際展開を通じて、**海外市場の開拓・獲得**を実現

今回のガスシステム改革の主なポイント

① 小売参入の全面自由化

- 現在、一般ガス事業者にしか認められていない家庭等へのガスの供給について、小売の地域独占を撤廃し、登録 を受けた事業者であればガスの小売事業への参入を可能とする。
- 小売料金規制を原則撤廃。ただし、需要家保護の観点から、競争が不十分な地域には規制料金メニューの提供 を経過措置として義務付ける。
- また、都市ガスの小売全面自由化に併せ、簡易ガス事業 (※) について許可制の下での地点独占、料金規制を廃止し、ガス小売事業者として都市ガスの供給区域に参入することを可能にする。 (上記経過措置については、競争が不十分な簡易ガス事業者の供給地点群にも適用。)
- (※) 70戸以上の一の団地にガスを導管で供給する事業

② ライセンス制の導入

○ 小売参入全面自由化により、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別がなくなることから、ガス製造事業、ガス導管事業、ガス小売事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。(ガス製造事業は届出制、一般ガス導管事業は許可制、特定ガス導管事業は届出制、ガス小売事業は登録制とする。)

③ LNG基地の第三者利用

- ガス事業法で規定する一定の要件に該当する L N G 基地を保有する事業者を対象に、第三者による利用を正当な理由なく拒否することを法律により禁止。 ※ガス会社のみならず、電力会社等が保有する L N G 基地も同様。
- 料金の算定方法など利用条件を約款として届出・公表することを義務付け、条件が不適当な場合は国が変更を 命令。

小売全面自由化によって開放される市場

- ・小売全面自由化により、都市ガス会社が独占的に供給していた約2.2兆円の市場が開放される(需要家数は約2,600万件)。
- ・この結果、合計約5兆円のガス市場において、活発な競争によるコスト低廉化と、消費者の利便性の向上が期待される。



(契約量:10万㎡/年以上)





工場

ホテル、商業施設、病院等

規制部門

(契約量:10万㎡/年未満)

新たに自由化されるガス市場

市場規模

契約数 一般家庭部門

商店·事業所等

2.2兆円

2,514万件 122万件





自由化されるガス市場規模・契約数 (平成27年度)

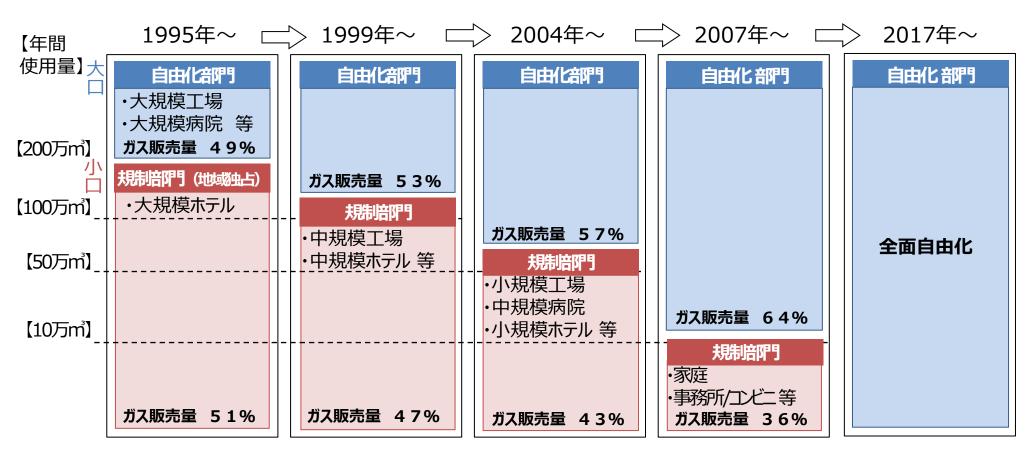
	市場規模 (単位:億円)	一般家庭部門	合計	
東京ガス	7,691	938	事業所等 47	985
大阪ガス	5,293	594	25	618
東邦ガス	1,739	201	6	207
その他	7,318	781	43	824
合計	22,041	2,514	122	2,635

※合計値が合わないのは、四捨五入による。

(出所) 一般ガス事業部門別収支計算書、ガス事業年報

(参考)都市ガス自由化の歴史

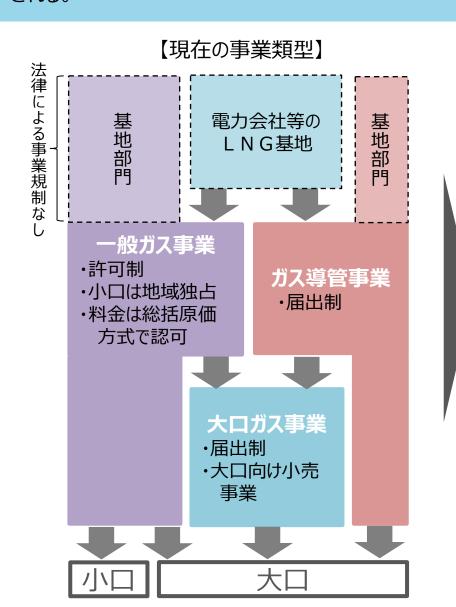
- ・都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、1995年から大口を対象とした部分 自由化を開始。
- ・家庭などの小口については、現在も都市ガス会社による供給独占となっており、今回の小売全面自由化により、都市ガス会社以外の者が全ての需要に対して供給することが可能となる(2017年4月1日)。



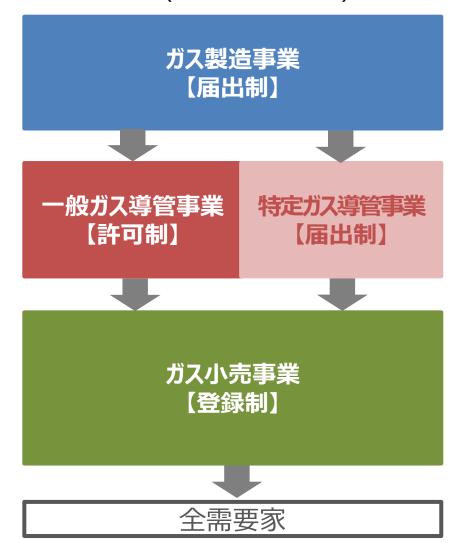
- (注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。
- (注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合(平成25年度実績)。

小売全面自由化と事業類型の改編

・小売全面自由化にともない、事業類型についても、製造、導管、小売といった業務区分に応じた事業類型に再編 される。



【小売全面自由化後(平成29年4月以降)の事業類型】



ガスの小売全面自由化に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに45社が申請、41社(電力会社等)が登録済み
- ②経過措置(規制)料金が課される事業者の指定の審査
- → 一般ガス事業者:12事業者、簡易ガス事業者:432事業者を指定
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金(ガス導管の利用ルール・利用料)の審査 → 認可
- ⑤自由化の広報



①ガス小売事業者の登録状況(1/3)

- ・2017年4月1日に向け、経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け。
- ·これまで、4 5 社が登録申請。うち、4 1 社が登録済。(3月30日時点)

	東京 電力 エナジー パート ナー	関西電力	中部電力	九州電力	日本瓦斯	東彩 ガス	東日本 ガス	新日本ガス	北日本 ガス	河原 実業	レモン ガス	サイサン	東京ガ ス
供給 区域	関東	近畿	中部	九州	関東	関東	関東	関東	関東	関東	関東	東北·関東·中部	関東
一般 家庭 への 供給 予定	あり	あり	あり	あり	あり (越境 販売)	あり (越境 販売)	あり (越境 販売)	あり (越境 販売)	あり (越境 販売)	あり	あり	あり (越境 販売)	あり (東京 ガス供給 区域内 のみ)
株主・ 出資 比率	東京電力 ホール ディングス 100%	_	_	_	_	日本 瓦斯 100%	日本 瓦斯 100%	日本 瓦斯 100%	日本 瓦斯 100%	_	_	_	_

①ガス小売事業者の登録状況(2/3)

- ・2017年4月1日に向け、経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け。
- ·これまで、4 5 社が登録申請。うち、4 1 社が登録済。 (3月30日時点)

	朝日ガス エナジー	JX エネル ギー	石油 資源 開発	国際 石油 開発 帝石	三愛石油	岩谷産業	南遠州 パイプ ライン	三菱化学	エア・ ウォー ター	テツゲン	東北 天然 ガス	東北電力	仙台 プロパン
供給 区域	中部	北海道 東北 関東 中国	北海道関東	関東 北陸	関東 近畿 中国 九州	関東 近畿	関東 中部	中部九州	北海道	北海道	東北	東北	東北
一家 へ供予 の 会定 の 会定	あり (自由化 前の供給 先にのみ 引き続き 供給)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
株主· 出資 比率	_	J X ホールディ ングス 100%	_	_	-	-	中部ガス 40% 中部電力 40% 静岡ガス 20%	三菱 ケミカル ホールディ ングス 100%	_	野村社長 35.75% 新日鐵 住金 28.04% その他 36.21%	東北電力 55% 石油資源 開発 45%	_	- 3

①ガス小売事業者の登録状況(3/3)

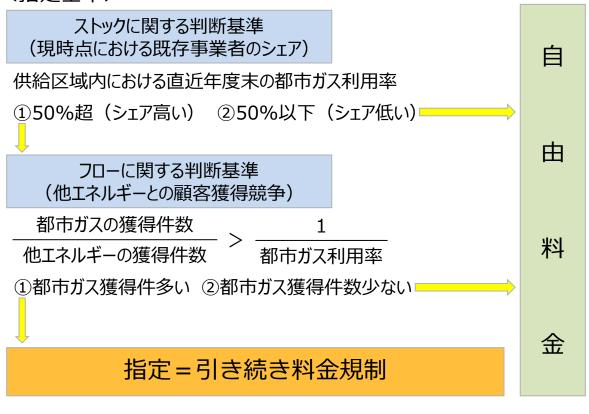
- ・2017年4月1日に向け、経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け。
- ・これまで、45社が登録申請。うち、41社が登録済。(3月30日時点)

	日本 ファシリ ティー・ ソリュー ション	ネクスト エネル ギー	上越工 ネル ギー サービス	東京ガ スエンジ ニアリン グソ リュー ションズ	鈴興	富山 グリーン フード リサイク ル	甲賀 エナジー	近畿 エア・ ウォー ター	エネクス エルエヌ ジー 販売	四国電力	熊本 みらい エル・ エヌ・ ジー	筑後 ガス 圧送	新日鐵 住金	プログ レッシブ エナジー	りゅうせき
供給 区域	関東	関東	関東	関東	中部	北陸	近畿	近畿	中国	四国	九州	九州	九州	沖縄	沖縄
一家の 供予 の給定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
株主• 出資 比率	東京電 カ エナ ジー パート ナー 100%	J X エギー 50% 国石開発石 50%	_	東京ガス 100%	_	_	岩谷 業56% 関西電 力34% 甲賀協 同 ガス 10%	エア・ ウォーター 100%	伊藤忠 エネクス 株式 会社 100%	_	九州ガス 51% 日本瓦 斯 (鹿児島) 34% 石油 源 開発 15%	西部ガス 100%	-	沖縄電 力 100%	_

②経過措置料金が課される事業者の指定

- ・小売全面自由化後、ガス小売事業者は、原則、自由に料金を設定する。
- ・ただし、需要家保護のため、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。

<指定基準>



ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合(年平均1%以下)等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)						
	東京瓦斯(東京地区等)						
本省	大阪瓦斯						
	東邦瓦斯						
東北	仙南ガス						
	京葉瓦斯						
関東	京和ガス						
	日本瓦斯(南平台・初山地区)						
	熱海瓦斯						
近畿	河内長野ガス						
中国	浜田ガス						
九州	エコア(100MJ地区)						
7 6711	南海ガス						

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

③小売営業・適正取引等に関するルールの整備

- ・電力・ガス取引監視等委員会において、平成29年4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細等について検討し、ガイドライン案を建議し、制定済。
- ・また、ガス事業者の公正かつ有効な競争の確保の観点から問題となる行為や望ましい行為等についても、ガイドライ ン改定案を建議し、改定済。

『ガスの小売営業に関する指針』【新設】

ガスの<u>需要家の利益の保護</u>の観点から、需要家への適切な情報提供(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を定めたもの。

『適正なガス取引についての指針』【改定】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令等の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

ガイドラインに関する事業者説明会

ガス小売事業者が小売営業ガイドライン・適正取引ガイドラインを適切に理解し遵守するよう、 1月~3月にかけて全国10カ所でガス小売事業者向けの説明会を実施。

4 託送供給約款の認可

- ・託送供給約款は、2016年7月末に127社から認可申請。
- ・電力・ガス取引監視等委員会における審議の結果を踏まえた回答があったことを受け、経済産業省として、査定方 針を策定。
- ・ 査定方針に従った、各社による補正後の再申請があり、2016年12月26日には、経済産業大臣が認可。

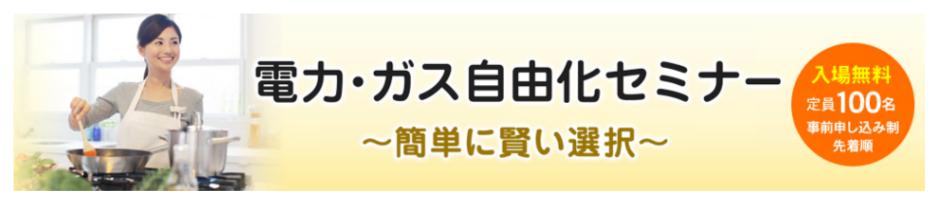
<査定額と査定後の託送料金単価>

	託送	料金原価(※3年平均		託送料金単価(円/㎡) ※1				
	現行	申請額	査定額	現行	申請値	查定後		
東京ガス (東京地区等)	2,761	2,959	約▲82 (▲2.8%)	20.2	21.9	約20.7 ※2		
東邦ガス	758	745	約▲19 (▲2.6%)	19.8	19.8	約19.2 ※3		
大阪ガス	2,018	1,961	約▲31 (▲1.6%)	22.7	22.2	約21.8		

- ※1 託送料金単価は、全需要の平均単価
- ※2 東京ガスは、託送料金単価の減額▲1.2円のうち、原価の査定相当分が▲0.6円、需要想定の見直し相当分が▲0.6円
- ※3 東邦ガスは、託送料金単価の減額▲0.6円のうち、原価の査定相当分が▲0.5円、需要想定の見直し相当分が▲0.1円

⑤自由化の広報

- ・昨年7月以降、今年3月まで、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会が、ガス小売全面自由化を含めた説明会等を、事業者向けに21回、消費者向けには44回、北海道から沖縄まで全地域で実施した。
- ・さらに、今年3月、全国の主要地方紙において、電力・ガス自由化について広告を掲載し、改めて周知を実施した。



電力・ガス自由化セミナーの実施



電力・ガス自由化セミナー専用サイト (http://www.unei-jimukyoku.jp/jiyuuka/)



地方紙に掲載された電力・ガス自由化の広告

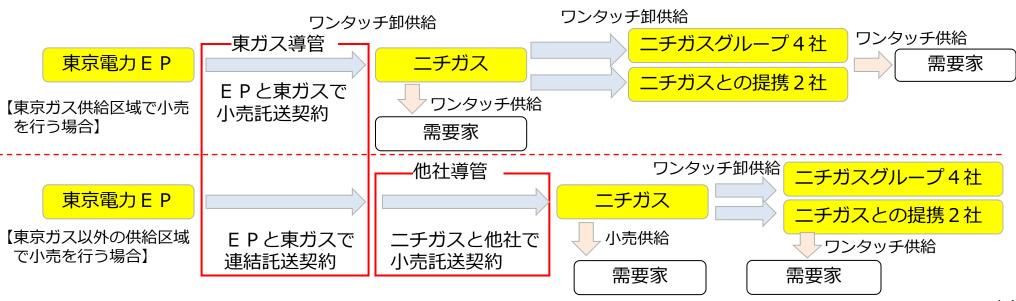
小売営業の本格化(1/2)

・4月からの自由化開始を控え、①電力・ガスのエネルギー間競争、②電力事業者・ガス事業者間のアライアンス等が 始まっている。

電力・ガスのエネルギー間競争



電力事業者・ガス事業者間のアライアンス



小売営業の本格化(2/2)

・平成29年3月10日時点のスイッチング申込み件数は、全国で約6万件(中部・北陸エリア10,605件、近畿エリア46,533件、九州・沖縄エリア654件)となっている。

スイッチング申込み件数(平成29年3月10日時点)

地域	申込み件数
北海道	_
東北	_
関東	_
中部・北陸	10,605
近畿	46,533
中国・四国	_
九州・沖縄	654
全国	57,792

(出典) 資源エネルギー庁プレスリリース

今後のスケジュール

- ・2022年には、大手3社(東京ガス・大阪ガス・東邦ガス)が導管部門の法的分離を実施予定。
- ・2017年4月以降、事業者毎に競争状況を見極め経過措置料金規制を解除の可否を検討。また、電力・ガス取引監視等委員会において、特別な事後監視の対象事業者に対して標準的な小売料金水準等について報告徴収を実施し、経過措置料金規制解除後の不当な料金値上げを監視していく。

